

附則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（第百三十四号の第三改訂版への改訂に伴い新たに規定された要件の適用対象となるもの（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第二改訂版に限る。）に基づき行われた認定（前項に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の十一から第五号の十三までの下欄に掲げる規則（第百三十四号第三改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる規則（第百五十六号改訂版に限る。）に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十六下欄に掲げる規則（第百五十六号改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第六改訂版に限る。）に基づき行われた認定は、新規則第五条第一項の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる規則（第四十六号第七改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第六条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、同条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

2 旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。

法規的告示

国土交通省告示第六百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月四日

国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(定義等) 第2条 (略)		(定義等) 第2条 (略)	
2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足改訂版	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足第2改訂版	協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第46号	協定規則第46号第7改訂版	協定規則第46号	協定規則第46号第6改訂版補足改訂版
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版	協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足改訂版

(略)	(略)
協定規則第62号	協定規則第62号改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第66号	協定規則第66号第2改訂版
協定規則第73号	協定規則第73号第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第9改訂版
(略)	(略)
協定規則第121号	協定規則第121号改訂版補足第7改訂版
(略)	(略)
協定規則第127号	協定規則第127号第4改訂版補足第3改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版補足第4改訂版
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版補足第3改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第5改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第156号	協定規則第156号改訂版
(略)	(略)
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版補足改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第176号	協定規則第176号補足改訂版
(略)	(略)

(略)	(略)
協定規則第62号	協定規則第62号改訂版
(略)	(略)
協定規則第66号	協定規則第66号第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版
(略)	(略)
協定規則第121号	協定規則第121号改訂版補足第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第127号	協定規則第127号第4改訂版補足第2改訂版
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版補足第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版補足第2改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第4改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第5改訂版
(略)	(略)
協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第156号	協定規則第156号初版
(略)	(略)
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版
協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
(略)	(略)
協定規則第176号	協定規則第176号初版
(略)	(略)

(長さ、幅及び高さ)

**第6条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置、周辺監視装置(自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。)及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあつては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第6項の装置にあつては、取り付けられた状態

三 (略)

5 (略)

(施錠装置等)

**第14条** 施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 二輪自動車等に備える施錠装置にあつては協定規則第62号の規則5.及び6.に定める基準

三 (略)

2 (略)

(巻込防止装置)

**第23条** 巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める基準(側面保護装置(協定規則第73号に定める側面保護装置をいう。))について型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、当該各号に定める基準のいずれか)とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。)協定規則第73号の規則12.2.、12.3.、12.4.2.、12.10.、12.11.及び12.13.に定める基準又は同規則14.に定める基準

二 前号以外の自動車 堅ろうであり、かつ、板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状(3本以上)又はこれに準ずる形状をいう。

2 (略)

(長さ、幅及び高さ)

**第6条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、周辺監視装置(自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。)及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあつては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態

三 (略)

5 (略)

(施錠装置等)

**第14条** 施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 二輪自動車等に備える施錠装置にあつては別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準

三 (略)

2 (略)

(巻込防止装置)

**第23条** 巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。

二 板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状(3本以上)又はこれに準ずる形状をいう。

2 (略)

3 保安基準第18条の2第1項ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。

一 第1項第1号の自動車であって協定規則第73号の規則13.2.又は13.3.に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

二 自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車

4 第1項第1号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第73号の規則15.及び16.に定める基準又は同規則の規則12.1.、12.4.から12.9.まで及び12.12.並びに13.に定める基準とする。

5 第1項第2号に定める基準が適用される巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の9の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあつては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550mm以下とすることができる。

二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250mmの位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1)・(例2) (略)

四・五 (略)

6 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2・3 (略)

4 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第6項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。

一～四 (略)

5 (略)

3 保安基準第18条の2第1項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

(新設)

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。

二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあつては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1)・(例2) (略)

四・五 (略)

5 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2・3 (略)

4 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く）以外の範囲とする。

一～四 (略)

5 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

**第41条** (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ (略)

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車(還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。)であって、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(低速走行時照射灯)

**第44条の2** (略)

2 低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4.及び5.10.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則5.10.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

3 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5.及び6.に定める基準とする。

(車両後退表示投影装置)

**第58条の2**

車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4.及び5.12.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第148号の規則5.12.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

**第41条** (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ (略)

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車(還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。)であって、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(低速走行時側方照射灯)

**第44条の2** (略)

2 低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、協定規則第148号の規則4.及び5.10.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則5.10.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第148号の規則4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

3 低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5.及び6.に定める基準とする。

(新設)

- 2 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準（法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、協定規則第48号の規則5.及び6.に定める基準）とする。

（その他の灯火等の制限）

**第62条**（略）

2（略）

- 3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一 低速走行時照射灯

二・三（略）

四 車両後退表示投影装置

五～十二（略）

4～6（略）

- 7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三（略）

四 車両後退表示投影装置

五～十一（略）

8～11（略）

- 12 自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一 前照灯

二 前部霧灯

三 側方照射灯

四 低速走行時照射灯

五 昼間走行灯

六 側方灯

七 番号灯

八 後部霧灯（第6項第15号に掲げるものに限る。）

九 後面に備える駐車灯

十 制動灯

十一 後退灯

十二 車両後退表示投影装置

十三 方向指示器

十四 補助方向指示器

十五 非常点滅表示灯

十六 緊急制動表示灯

十七 後面衝突警告表示灯

十八 速度表示装置の速度表示灯

（その他の灯火等の制限）

**第62条**（略）

2（略）

- 3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。

一 低速走行時側方照射灯

二・三（略）

（新設）

四～十一（略）

4～6（略）

- 7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三（略）

（新設）

四～十（略）

8～11（略）

- 12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

- 十九 室内照明灯
- 二十 緊急自動車の警光灯
- 二十一 道路維持作業用自動車の灯火
- 二十二 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
- 二十三 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
- 二十四 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
- 二十五 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
- 二十六 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- 二十七 アンサーバック機能を有する灯火
- 二十八 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
- 二十九 車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）

13・14 (略)

15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

- 一 (略)
  - 二 二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、次に掲げる要件に適合するものとする。
    - イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
    - ロ・ハ (略)
- (後写鏡等)

**第68条** 自動車（ハンドルパー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 次号の自動車以外の自動車に備える後写鏡及び後方等確認装置 次のイ及びロに掲げる装置の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める基準
  - イ 協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡及び後方等確認装置 協定規則第46号の規則6.1.から6.3.(6.3.1.1.中記号の表示に係る部分を除く。)並びに16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.)並びに6.3.1.1.(記号の表示に係る部分に限る。)に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と、「2m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

13・14 (略)

15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。

- 一 (略)
  - 二 二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、次に掲げる要件に適合するものとする。
    - イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
    - ロ・ハ (略)
- (後写鏡等)

**第68条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.、6.3.(6.3.1.1.中記号の表示に係る部分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準とする。

(新設)

ロ イに掲げる後写鏡及び後方等確認装置に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。） 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める基準

(1) 協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合  
当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

(2) (1)以外の場合 協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

二 カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡 次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

(削る)

(新設)

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後写鏡にあつては、協定規則第46号の規則6.1.及び6.3.に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第46号の規則6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と、「2m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ イに掲げる後写鏡に加え、協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で車室外に備えられた後写鏡（取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものに限る。）にあつては、次のいずれかの基準

(1) 協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡に取り付ける場合は、当該後写鏡のハウジングに完全に結合されたものであること。

(2) (1)以外の場合、協定規則第46号の規則6.3.2.（試験条件は6.3.2.7.2.を適用するものとする。）及び6.3.3.（6.3.3.1.2.を除く。）に定める基準に適合するものであること。

2 (略)

3 保安基準第44条第4項の視界を確認する装置に関し、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、後写鏡及び後方等確認装置以外の装置であって、カメラ及び画像表示装置又は記録装置を用い、協定規則第46号の規則15.2.4.で定める視界以外の視界を提供するために車両の内外に装着された装置（「補助視界確認装置」という。以下、この条、第146条及び第224条において同じ。）については協定規則第46号の規則6.2.(6.2.2.から6.2.2.1.1.まで及び6.2.2.1.4.に限る。)及び16.3.2.に定める基準とする。

4 後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第5項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項第1号イに掲げる後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）及び後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の規則15.(15.1.1.を除く。)並びに16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。

イ 協定規則第46号の規則12.1.に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.及び15.2.4.1.から15.2.4.3.までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.(クラス4に係る部分に限る。)及び15.2.4.4.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(1) 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.(クラス4に係る部分に限る。)及び15.2.4.4.に定める視界範囲

(2) 協定規則第46号の規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲

ニ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.(クラス5及びクラス6に係る部分に限る。)、15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15.2.2.7.の規定及び同規定に係る15.2.1.1.1.の規定は適用しないものとする。

(1) 協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.で定める視界範囲

(2) 別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.3.の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあつては、次に掲げる基準。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、ロ及びハの基準は適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、別添79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ハ 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

3 (略)

(新設)

4 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、協定規則第46号の規則15.(15.1.1.を除く。)、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ホ 協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡（同規則15.1.3.に適合するものに限る。）であって、第1項第1号口柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号口(1)の基準に適合するよう取り付けられたものにあつては、同規則15.1.3.に定める基準に適合するものとみなす。

(削る)

二 第1項第2号後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。）にあつては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引する場合は、被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左外側線付近（運転者が

(新設)

二 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第46号の規則15.(15.1.1.を除く。)に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、次のとおりとする。

イ 協定規則第46号の規則12.1.に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2.とすることができ、同別添4.4.のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.及び15.2.4.1.から15.2.4.3.の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.(クラス4に係る部分に限る。)及び15.2.4.4.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

(1) 協定規則第46号の規則15.2.4.4.に定める視界範囲

(2) 協定規則第46号の規則15.2.4.2.中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲

ニ 協定規則第46号の規則15.2.1.1.1.(クラス5及びクラス6に係る部分に限る。)、15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15.2.2.7.の規定及び同規定に係る15.2.1.1.1.の規定は適用しないものとする。

(1) 協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.で定める視界範囲

(2) 別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4.3.の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

ホ 協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあつては、協定規則第46号の規則15.2.1.2.の規定にかかわらず、規則15.に定める基準は適用しないものとする。

ヘ 協定規則第46号の規則15.2.4.2.又は15.2.4.3.に規定される後写鏡（同規則15.1.3.に適合するものに限る。）であつて、第2項第1号口柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号口(1)の基準に適合するよう取り付けられたものにあつては、同規則15.1.3.に定める基準に適合するものとみなす。

三 第2項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車に備えるものに限る。）にあつては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引する場合は、被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車<sup>けん</sup>）の左外側線付近（運転者が運転者

運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のもの)に限る。第146条第5項第2号口及び第224条第5項第2号口において同じ。)にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

三 第1項第1号口に掲げる後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15。(15.1.1.を除く。)に定める基準。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

四 第1項第2号の後写鏡(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。)にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五 (略)

六 前項の補助視界確認装置にあっては、協定規則第46号の規則16.3。(16.3.2.を除く。)に定める基準

5 保安基準第44条第6項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

6 保安基準第44条第7項及び第8項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

第72条 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 (略)

2 (略)

(長さ、幅及び高さ)

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 (略)

席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できるものであること。ただし、カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のもの)に限る。第146条第5項第2号口及び第224条第5項第2号口において同じ。)にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

(新設)

四 第2項の後写鏡(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。)にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五 (略)

(新設)

5 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

6 保安基準第44条第6項及び第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

第72条 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 (略)

2 (略)

(長さ、幅及び高さ)

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次に各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 (略)

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第 2 条第 2 項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第 6 項の装置にあっては、取り付けられた状態

三 (略)

5 (略)

(巻込防止装置)

第101条 (略)

2 (略)

3 保安基準第18条の 2 第 1 項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」は、次に掲げる自動車とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車（セミトレーラを牽引する自動車を除く。）であって車両総重量が3.5 t を超えるもののうち、協定規則第73号の規則13. 2. 又は13. 3. に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

二 自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の 9 の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550mm以下とすることができる。

二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250mmの位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例 1)・(例 2) (略)

四・五 (略)

5 (略)

4 自動車の測定に関し、保安基準第 2 条第 2 項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 (略)

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第 5 項の装置にあっては、取り付けられた状態

三 (略)

5 (略)

(巻込防止装置)

第101条 (略)

2 (略)

3 保安基準第18条の 2 第 1 項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。

二 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例 1)・(例 2) (略)

四・五 (略)

5 (略)

6 次に掲げる側面保護装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第3項を除く。）の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

（突入防止装置）

第102条（略）

2（略）

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五（略）

（削る）

（窓ガラス）

第117条（略）

2～4（略）

5 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第6項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四（略）

6～8（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条（略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二

（新設）

（突入防止装置）

第102条（略）

2（略）

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五（略）

六 車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。

ロ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350cm<sup>2</sup>以上でなければならない。ただし、車幅が2,000mm未満の自動車にあつては、この限りでない。

（窓ガラス）

第117条（略）

2～4（略）

5 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四（略）

6～8（略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条（略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動

輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ（略）

ホ 前項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五（略）

3～6（略）

（低速走行時照射灯）

#### 第122条の2（略）

2 低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 低速走行時照射灯の光度は、500cd以下であること。
- 二 低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- 三 低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。
- 四 低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

3 次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 低速走行時照射灯の数は、自動車の側面に備えるものにあつては次のイからハまでに掲げる自動車の区分に応じそれぞれイからハまでに定める数とし、後面に備えるものにあつては1個とする。
  - イ 長さが6m以下の自動車 2個以下（片側1個ずつ）
  - ロ 長さが6mを超え、9m以下の自動車 4個以下（片側2個まで）
  - ハ 長さが9mを超える自動車 6個以下（片側3個まで）

車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ（略）

ホ 前項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五（略）

3～6（略）

（低速走行時側方照射灯）

#### 第122条の2（略）

2 低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。
- 二 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
- 三 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
- 四 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

3 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

4 低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

- 一 低速走行時側方照射灯の数は、1個又は2個であること。

- 二 低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けられていること。
- 三 低速走行時照射灯は、自動車の側面に複数備えるものにあつては車両中心面の両側に、可能な限り対称的に取り付けられていること。
- 四 低速走行時照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
- 五 低速走行時照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。
  - イ～ハ (略)
- 六 低速走行時照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。
- 七 低速走行時照射灯は、点滅するものでないこと。
- 八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。
- 九 低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第2項に定める性能を損なわないように取り付けなければならない。
- 十 被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。
- 5 次に掲げる低速走行時照射灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

(車両後退表示投影装置)

- 第136条の2** 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。
  - 二 車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。
  - 三 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な1つ以上の同一の白色長方形によって一列に構成されるものを1個とし、2個まで投影することができるものとする。この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。

- 二 低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること。
- 三 低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
- 四 低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
- 五 低速走行時側方照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。
  - イ～ハ (略)
- 六 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。
- 七 低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。
- 八 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 九 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第2項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。
- 十 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。
- 5 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

(新設)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる車両後退表示投影装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置は、自動車の後面に取り付けられていること。

二 車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合のみ点灯する構造であること。

三 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項各号に定める基準を損なわないように取り付けられなければならない。

4 次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 低速走行時照射灯

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～十一 (略)

4～6 (略)

7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～十一 (略)

8～11 (略)

12 自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

一 前照灯

二 前部雾灯

三 側方照射灯

四 低速走行時照射灯

五 昼間走行灯

六 側方灯

七 番号灯

八 後部雾灯（第6項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）

九 後面に備える駐車灯

十 制動灯

十一 後退灯

十二 車両後退表示投影装置

十三 方向指示器

十四 補助方向指示器

十五 非常点滅表示灯

十六 緊急制動表示灯

十七 後面衝突警告表示灯

十八 速度表示装置の速度表示灯

十九 室内照明灯

二十 緊急自動車の警光灯

二十一 道路維持作業用自動車の灯火

二十二 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

二十三 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

二十四 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 低速走行時側方照射灯

二・三 (略)

(新設)

四～十 (略)

4～6 (略)

7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～十 (略)

8～11 (略)

12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部雾灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部雾灯（第6項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。

二十五 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器

二十六 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十七 アンサーバック機能を有する灯火

二十八 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）

二十九 車室外乗降支援灯

13・14 （略）

15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ （略）

（後写鏡等）

**第146条** 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後方等確認装置 協定規則第46号の規則6.2.(6.2.1.3.を除く。)及び6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)並びに16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準

二 後写鏡 次に掲げる基準。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものにあつてはロ及びハの規定、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものにあつてはハの規定は、適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

ニ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

（削る）

13・14 （略）

15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること

ロ・ハ （略）

（後写鏡等）

**第146条** 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車<sup>けん</sup>を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.(6.2.1.3.を除く。)、6.3.(6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。)及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準とする。

（新設）

（新設）

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特

2・3 (略)

4 後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第5項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項第1号に掲げる後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ・ロ (略)

二 第1項第2号に掲げる後写鏡にあつては、次に定める基準

イ～ハ (略)

三 第1項第2号に掲げる後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四 第2項に掲げる後写鏡にあつては、次に定める基準とする。

イ～ハ (略)

5 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、第1項第1号及び前項第1号の基準に適合するものとする。

一～三 (略)

6 次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であつて、次に掲げるものにあつては、

第1項第2号、第2項各号並びに第4項第2号及び第4号の基準

イ～ハ (略)

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡であつて、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあつては、第1項第2号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては第1項第2号イ及びニ）、第4項第2号イ及びロ並びに第3号の基準

7 保安基準第44条第6項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表 (略)

8 保安基準第44条第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～五 (略)

9 前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第8項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二 (略)

10・11 (略)

殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては第2号及び第3号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第3号の規定は、適用しない。

一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三 車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

四 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

3・4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ・ロ (略)

二 第2項の後写鏡にあつては、次に定める基準

イ～ハ (略)

三 第2項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあつては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

四 第3項の後写鏡にあつては、次に定める基準とする。

イ～ハ (略)

6 次に掲げる後方等確認装置であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、第1項各号及び前項第1号の基準に適合するものとする。

一～三 (略)

7 次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であつて、次に掲げるものにあつては、

第2項各号、第3項各号並びに第5項第2号及び第4号の基準

イ～ハ (略)

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡であつて、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあつては、第2項各号（カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては第2項第1号及び第4号）、第5項第2号イ及びロ並びに第3号の基準

8 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表 (略)

9 保安基準第44条第6項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～五 (略)

10 前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第7項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二 (略)

11・12 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

**第150条** 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 （略）

2 （略）

（長さ、幅及び高さ）

**第162条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 （略）

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第6項の装置にあっては、取り付けられた状態

三 （略）

5 （略）

（巻込防止装置）

**第179条** （略）

2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。ただし、保安基準第43条の9の規定に適合する側方衝突警報装置を備える自動車又は当該自動車に牽引される被牽引自動車に備える巻込防止装置であって、巻込防止装置を取り付ける車軸間（セミトレーラにあっては、連結装置中心から最も前方の車軸中心まで）の水平距離が6.5mを超える場合は、下縁の高さを地上550mm以下とすることができる。

二 （略）

(内圧容器及びその附属装置)

**第150条** 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 （略）

2 （略）

（長さ、幅及び高さ）

**第162条** 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

一～三 （略）

四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

2・3 （略）

4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一 （略）

二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあっては、取り付けられた状態

三 （略）

5 （略）

（巻込防止装置）

**第179条** （略）

2・3 （略）

4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。

二 （略）

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m以下となるように、かつ、その前端が最前の補助脚の中心から後方250mmの位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1)・(例2) (略)

四・五 (略)

5 (略)

6 次に掲げる側面保護装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前各項（第3項を除く。）の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面保護装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき側面保護装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側面保護装置又はこれに準ずる性能を有する側面保護装置

(突入防止装置)

第180条 (略)

2 (略)

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五 (略)

(削る)

六 (略)

(窓ガラス)

第195条 (略)

2～5 (略)

6 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第6項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四 (略)

7～9 (略)

三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1)・(例2) (略)

四・五 (略)

5 (略)

(新設)

(突入防止装置)

第180条 (略)

2 (略)

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。

ロ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に直交する鉛直面による断面の有効面積は、350cm<sup>2</sup>以上でなければならない。ただし、車幅が2,000mm未満の自動車にあっては、この限りでない。

七 (略)

(窓ガラス)

第195条 (略)

2～5 (略)

6 前項第7号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲（保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。

一～四 (略)

7～9 (略)

## (低速走行時照射灯)

## 第200条の 2 (略)

- 2 低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 低速走行時照射灯の光度は、500cd以下であること。
  - 二 低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - 三 低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。
  - 四 低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 3 次に掲げる低速走行時照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯
- 4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 低速走行時照射灯の数は、自動車の側面に備えるものにあつては次のイからハまでに掲げる自動車の区分に応じそれぞれイからハまでに定める数とし、後面に備えるものにあつては1個とする。
    - イ 長さが6m以下の自動車 2個以下（片側1個ずつ）
    - ロ 長さが6mを超え、9m以下の自動車 4個以下（片側2個まで）
    - ハ 長さが9mを超える自動車 6個以下（片側3個まで）
  - 二 低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けられていること。
  - 三 低速走行時照射灯は、自動車の側面に複数備えるものにあつては車両中心面の両側に、可能な限り対称的に取り付けられていること。
  - 四 低速走行時照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
  - 五 低速走行時照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。
    - イ～ハ (略)
  - 六 低速走行時照射灯には、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。
  - 七 低速走行時照射灯は、点滅するものでないこと。
  - 八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

## (低速走行時側方照射灯)

## 第200条の 2 (略)

- 2 低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。
  - 二 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - 三 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
  - 四 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 3 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯
- 4 低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 低速走行時側方照射灯の数は、1個又は2個であること。
  - 二 低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けられていること。
  - 三 低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
  - 四 低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。
  - 五 低速走行時側方照射灯は、次のイからハまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。
    - イ～ハ (略)
  - 六 低速走行時側方照射灯には、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。
  - 七 低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。
  - 八 低速走行時側方照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

九 低速走行時照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第2項に定める性能を損なわないように取り付けなければならない。

十 被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5 次に掲げる低速走行時照射灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

(車両後退表示投影装置)

**第214条の2** 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二 車両後退表示投影装置の灯光の色は、白色であること。

三 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、車両中心面に平行な1つ以上の同一の白色長方形によって一列に構成されるものを1個とし、2個まで投影することができるものとする。この場合において、複数の表示は互いに重ならないものとする。

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 車両後退表示投影装置は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる車両後退表示投影装置であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置

九 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第2項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。

十 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

5 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

(新設)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 車両後退表示投影装置は、自動車の後面に後方に向けて取り付けられていること。
- 二 車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
- 三 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、点滅するものでないこと。ただし、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。
- 四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。
- 五 車両後退表示投影装置は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に定める性能を損なわないように取り付けられなければならない。

4 次に掲げる車両後退表示投影装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車両後退表示投影装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退表示投影装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退表示投影装置  
(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 低速走行時照射灯

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～十一 (略)

4～6 (略)

7 自動車(緊急自動車を除く。)には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火(保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。)及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～十一 (略)

8～11 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2 (略)

3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

一 低速走行時側方照射灯

二・三 (略)

(新設)

四～十 (略)

4～6 (略)

7 自動車(緊急自動車を除く。)には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火(保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。)及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～十 (略)

8～11 (略)

- 12 自動車に備える灯火は、次に掲げるものを除き、光度が300cd以下のものでなければならぬ。
- 一 前照灯
  - 二 前部霧灯
  - 三 側方照射灯
  - 四 低速走行時照射灯
  - 五 昼間走行灯
  - 六 側方灯
  - 七 番号灯
  - 八 後部霧灯（第6項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）
  - 九 後面に備える駐車灯
  - 十 制動灯
  - 十一 後退灯
  - 十二 車両後退表示投影装置
  - 十三 方向指示器
  - 十四 補助方向指示器
  - 十五 非常点滅表示灯
  - 十六 緊急制動表示灯
  - 十七 後面衝突警告表示灯
  - 十八 速度表示装置の速度表示灯
  - 十九 室内照明灯
  - 二十 緊急自動車の警光灯
  - 二十一 道路維持作業用自動車の灯火
  - 二十二 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
  - 二十三 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
  - 二十四 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
  - 二十五 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
  - 二十六 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
  - 二十七 アンサーバック機能を有する灯火
  - 二十八 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
  - 二十九 車室外乗降支援灯
- 13・14 （略）
- 15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
- イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
- ロ・ハ （略）

- 12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号から第17号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火、走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- 13・14 （略）
- 15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
- イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
- ロ・ハ （略）

(後写鏡等)

第224条 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後方等確認装置 次に掲げる基準。ただし、協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定が適用される後方等確認装置にあつてはイからホまでに掲げる基準に適合するものであればよい。

イ カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ 車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

ニ 画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。

ホ 画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、かつ、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。

ヘ 後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

二 後写鏡 次に掲げる基準。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものにあつてはロ及びハの規定、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものにあつてはハの規定は、適用しない。

イ 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

ロ 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

ハ 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

ニ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(後写鏡等)

第224条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定が適用される後方等確認装置にあつては第1号から第5号までの基準に適合するものであればよい。

一 カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二 カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。

三 車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四 画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。

五 画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。

六 後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

(削る)

2・3 (略)

4 後写鏡、後方等確認装置及び視界を確認する装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第5項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項第1号に掲げる後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ (略)

二 第1項第2号に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ (略)

三 第1項第2号に掲げる後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第4項第4号又は第146条第4項第3号による表示が容易に識別できること。

四 第2項に掲げる後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ (略)

5 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第1項第1号及び前項第1号の基準に適合するものとする。

一～三 (略)

6 次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあつては、第1項第2号、第2項各号並びに第4項第2号及び第4号の基準

イ～ハ (略)

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第1項第2号(カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第1項第2号イ及び二)、第4項第2号イ及びロ並びに第3号の基準

2 自動車(ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室(運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。)を有しないものを除く。)に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては第2号及び第3号、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第3号の規定は、適用しない。

一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

3・4 (略)

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあっては、次に定める基準

イ・ロ (略)

二 第2項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ (略)

三 第2項の後写鏡であって、脱着式のものにあっては、第68条第4項第4号又は第146条第5項第3号による表示が容易に識別できること。

四 第3項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ～ハ (略)

6 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第1項各号及び前項第1号の基準に適合するものとする。

一～三 (略)

7 次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあつては、第2項各号、第3項各号並びに第5項第2号及び第4号の基準

イ～ハ (略)

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあっては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあっては、第2項各号(カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては第2項第1号及び第4号)、第5項第2号イ及びロ並びに第3号の基準

7 保安基準第44条第6項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表 (略)

8 保安基準第44条第7項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次に定める基準とする。

一～三 (略)

9 前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第8項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二 (略)

10・11 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

**第228条** 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 (略)

2 (略)

(制動装置)

**第242条** (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の施行規則第1条第2項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあつては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあつては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4 (略)

(制動装置)

**第258条** (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であつて、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二 (略)

8 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、次表に掲げるものをいう。

表 (略)

9 保安基準第44条第6項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一～三 (略)

10 前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第7項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一・二 (略)

11・12 (略)

(内圧容器及びその附属装置)

**第228条** 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。

二～八 (略)

2 (略)

(制動装置)

**第242条** (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の施行規則第1条第2項の第一種原動機付自転車（一般原動機付自転車に限る。以下「第一種一般原動機付自転車」という。）には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であつて、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあつては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4 (略)

(制動装置)

**第258条** (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であつて、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。

一・二 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4 (略)  
(制動装置)

第274条 (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。  
一・二 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

4 (略)  
(制動装置)

第289条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であって、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五 (略)

4 (略)  
(制動装置)

第302条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であって、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあっては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五 (略)

4 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4 (略)  
(制動装置)

第274条 (略)

2 (略)

3 最高速度50km/h以下の第一種一般原動機付自転車には、前項の基準（第4号を除く。）に適合する2系統以上の制動装置であって、次に掲げるもののうちいずれかを備えなければならない。  
一・二 (略)

三 四輪を有する一般原動機付自転車にあっては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

4 (略)  
(制動装置)

第289条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であって、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。

一～五 (略)

4 (略)  
(制動装置)

第302条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であって、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。

一～五 (略)

4 (略)

(制動装置)

## 第315条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であつて、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力が作用する面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車軸と結合している場合にあつては、当該制動装置は、車輪を制動する機能を有するものとみなすものとする。

一～五 (略)

4 (略)

## 別添8 削除

## 別添41 重量車排出ガスの測定方法

I (略)

II WHDCモード法

1.～10. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 設備及び付属装置の据付要件

番 号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
(略)	(略)	(略)
<u>11</u>	付属試験台ファン	必要に応じて有り
<u>12</u>	汚染防止機器	有り
<u>13</u>	始動設備	<u>有り又は試験台設備 (注9)</u>
<u>14</u>	潤滑油ポンプ	有り
<u>15</u>	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要な付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

(注1)～(注9) (略)

別紙8～別紙10 (略)

III・IV (略)

V JH25モード法 (電気自動車)

1. 適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車 (二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。)) を除く。) であつて、車両総重量が3.5 t を超えるもの (専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。) (以下「電気重量車」という。) の電力消費率及び一充電走行距離 (電気をを用いて走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。) の試験方法について適用する。

2.～4. (略)

(制動装置)

## 第315条 (略)

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であつて、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければならない。

一～五 (略)

4 (略)

## 別添8 二輪自動車等の施錠装置の技術基準

## 別添41 重量車排出ガスの測定方法

I (略)

II WHDCモード法

1.～10. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 設備及び付属装置の据付要件

番 号	試験機器及び付属装置	排出物試験時の設置
(略)	(略)	(略)
<u>* *</u>	付属試験台ファン	必要に応じて有り (注9)
<u>11</u>	汚染防止機器	有り
<u>12</u>	始動設備	<u>有り又は試験台設備</u>
<u>13</u>	潤滑油ポンプ	有り
<u>* *</u>	パワーステアリング等、試験エンジンの運転に必要な付属装置で、エンジンへの取付けができるものは、試験の際には取り外すものとする。	無し

(注1)～(注9) (略)

別紙8～別紙10 (略)

III・IV (略)

V JH25モード法 (電気自動車)

1. 適用範囲

この試験方法は、原動機として電動機のみを備え、かつ、燃料を使用しない普通自動車及び小型自動車 (二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。)) を除く。) であつて、車両総重量が3.5 t を超えるもの (専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。) (以下「電気重量車」という。) の電力消費率の試験方法について適用する。

2.～4. (略)

5. 一充電走行距離の算出方法

別紙 2 の 2. 6. 4. の(3)の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー  $E_{DC}$  に占める満充電かつソーク直後の J E 05 モード走行 1 回目（以下「J E 05 コールド状態」という。）の直流電力量の割合  $K_1$ 、コールド状態を考慮した都市内電力消費率  $EC_{ACuc}$  及び一充電走行距離  $D$  は、3. H I L S 法により使用される 3. 5. 電気重量車電力消費率の算出過程において使用される各数値、別紙 2 の 2. 6. 4. の(3)の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー  $E_{DC}$ 、充電時における商用電源の消費電気エネルギー  $E_{AC}$  及び別紙 2 の 2. 6. 5. において算出される J E 05 コールド悪化係数  $A$  から次式で算出される。なお、J E 05 コールド悪化係数  $A$  として 1.18 を用いることができ、4. パワートレーン法を用いた場合については必ずこの値を用いること。

$$K_1 = \frac{\Delta E_{REESS} \times A}{E_{DC}}$$

$$EC_{ACuc} = (K_1 \times EC_{ACu} \times A) + (1 - K_1) \times EC_{ACr}$$

$$D = \left( \frac{1 - \alpha / 100}{EC_{ACuc}} + \frac{\alpha / 100}{EC_{ACr}} \right) \times E_{AC}$$

$K_1$  :  $E_{DC}$  に占める都市内走行モード走行 1 回目（J E 05 コールド状態）の DC の消費電気エネルギーの割合（-）

$EC_{ACuc}$  : コールド状態を考慮した都市内電力消費率（Wh/km）

$D$  : 一充電走行距離（km）

付録 1・2 （略）

別紙 1 （略）

別紙 2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. （略）

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用 H I L S システムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及び AC の電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2. 1. ~ 2. 5. （略）

2. 6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2. 6. 1. ~ 2. 6. 3. （略）

2. 6. 4. 充電効率の測定

(1)・(2) （略）

(3) ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー  $E_{DC}$  を測定する。

① 当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は 80km/h（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、SOC が 10% 以下となったところで車速を 50km/h に変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は 1 分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは 3 分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から 2km/h 以上低下した状態が 4 秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から 1 分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

（新設）

付録 1・2 （略）

別紙 1 （略）

別紙 2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. （略）

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用 H I L S システムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及び AC の電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2. 1. ~ 2. 5. （略）

2. 6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2. 6. 1. ~ 2. 6. 3. （略）

2. 6. 4. 充電効率の測定

(1)・(2) （略）

(3) ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー  $E_{DC}$  を測定する。

① 当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は 80km/h（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、SOC が 10% 以下となったところで車速を 50km/h に変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は 1 分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは 3 分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から 2km/h 以上低下した状態が 4 秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から 1 分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なお、一充電走行距離の算出及びシステム検証試験のデータ取得を目的として、満充電かつソーク直後より又は定速走行途中の任意の放電深度より、都市内走行モードによる走行を行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から1分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、2回目の定速走行の車速条件は1回目と同一とし、SOCが10%より大きい放電深度から2回目の定速走行を開始する。

- ② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80km/hでの走行状態と同等に設定し、SOC10%以下にて50km/hでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は1分以内に完了すること。なお、50km/h相当に設定した実放電電力に対し-10%以下に低下した状態が4秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

(4) (略)

図 (略)

### 2.6.5. 計算式

充電効率 $K_C$ は、充電時における商用電源の消費電気エネルギー $E_{AC}$ と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC}$ から以下の式で求める。

$$K_C = \frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

J E 05コールド悪化係数Aは、満充電かつソーク直後から1回目の都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC1}$ と任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態からの都市内走行モードによる走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DCn}$ から以下の式で求める。

$$A = \frac{E_{DC1}}{E_{DCn}}$$

3. (略)

別紙 3 ~ 5 (略)

VI・VII (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

II W L T Cモード法

1. (略)

2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに定める基準及び別紙2（ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則Bに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

- 2.1. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。  
(1)~(3) (略)
- 2.2. エンジン出力 ( $P_{rated}$ ) については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。
- 2.3. 最高速度 ( $v_{max}$ ) については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm/hで表した値とする。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から1分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、2回目の定速走行の車速条件は1回目と同一とし、SOCが10%より大きい放電深度から2回目の定速走行を開始する。

- ② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80km/hでの走行状態と同等に設定し、SOC10%以下にて50km/hでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は1分以内に完了すること。なお、50km/h相当に設定した実放電電力に対し-10%以下に低下した状態が4秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

(4) (略)

図 (略)

### 2.6.5. 計算式

充電効率 $K_C$ は、充電時における商用電源の消費電気エネルギー $E_{AC}$ と走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC}$ から以下の式で求める。

$$K_C = \frac{E_{DC}}{E_{AC}}$$

3. (略)

別紙 3 ~ 5 (略)

VI・VII (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

II W L T Cモード法

1. (略)

2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Bに定める基準及び別紙2（ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則Bに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

- 2.1. 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。  
(1)~(3) (略)
- 2.2. エンジン出力 ( $P_{rated}$ ) については、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。
- 2.3. 最高速度 ( $v_{max}$ ) については、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm/hで表した値とする。

2.4. WLTCについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表9を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

2.5.  $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B2の2.(h)の規定にかかわらず、 $n_{idle}$ から $n_{rated}$ まで又は $n_{max}$ 若しくは $(n/v)(ngv_{max}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(ngv_{max})$ については、ギヤ $ng_{max}$ についてエンジン回転速度 $n$ を車速 $v$ で除して得られる比率 $(rpm/(km/h))$ (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット $(n, P_{wot})$ からなるものとし、また、1番目のデータセットは、 $n_{idle}$ 又はそれより低い位置とする。)とする。

2.6. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B8における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則B1の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用し、このうち、附則B1の2.1.及び2.2.が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則B8のTable A8/3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。

2.7. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B6の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「 $R_{CDA}$ 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 $R_{CDA}$  Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A: AER」とあるのは「 $R_{CDA}$ 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

(1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 $60 \pm 2 \text{ km/h}$ の定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO<sub>2</sub>の濃度を非分散形赤外線分析計(NDIR)により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計(NDIR)の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版及び協定規則第154号の附則B5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

2.4. WLTCについては、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表9を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

2.5.  $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B2の2.(h)の規定にかかわらず、 $n_{idle}$ から $n_{rated}$ まで又は $n_{max}$ 若しくは $(n/v)(ngv_{max}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(ngv_{max})$ については、ギヤ $ng_{max}$ についてエンジン回転速度 $n$ を車速 $v$ で除して得られる比率 $(rpm/(km/h))$ (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット $(n, P_{wot})$ からなるものとし、また、1番目のデータセットは、 $n_{idle}$ 又はそれより低い位置とする。)とする。

2.6. 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B8における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則B1の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用し、このうち、附則B1の2.1.及び2.2.が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則B8のTable A8/3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。

2.7. 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B6の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「 $R_{CDA}$ 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 $R_{CDA}$  Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A: AER」とあるのは「 $R_{CDA}$ 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

(1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 $60 \pm 2 \text{ km/h}$ の定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO<sub>2</sub>の濃度を非分散形赤外線分析計(NDIR)により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計(NDIR)の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第2改訂版補足改訂版及び協定規則第154号の附則B5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

## 別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)
2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則B」とあるのは「附則C 3」と、「及び別紙2(ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。)に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

- 2.1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則C 3の4.7.1.にかかわらず、HC燃料ガス(40±2%水素、平衡ヘリウム又は窒素、C<sub>1</sub>当量が1ppm未満のHC、400ppm未満のCO<sub>2</sub>)を用いることができる。
- 2.2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B 3に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3. 一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

## 別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. (略)
2. 定義

- 2.1. ~2.11. (略)

2.12. 自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

- 2.12.1.・2.12.2. (略)

2.12.3. 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第6項の鏡その他の装置

- 2.12.4. (略)

2.13. 寸法

- 2.13.1. (略)

2.13.2. 「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

(1) 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第6項の鏡その他の装置

- (2)・(3) (略)

- 2.14. ~2.33. (略)

2.34. 「低速走行時照射灯」とは、保安基準第33条の3に規定する低速走行時照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方又は後方への補助的照明として使用される灯火をいう。

- 2.35. ~2.41. (略)

2.42. 「車両後退表示投影装置」とは、保安基準第40条の2に規定する車両後退表示投影装置をいい、後退時プロジェクションを行うために使用される装置を指す。

2.42.1. 後退時プロジェクションの「基本要素」とは、投影される後退時プロジェクションを構成する単一形状を指す。

## 別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)
2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則B」とあるのは「附則C 3」と、「及び別紙2(ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。)に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2.1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則C 3の4.7.1.にかかわらず、HC燃料ガス(40±2%水素、平衡ヘリウム又は窒素、C<sub>1</sub>当量が1ppm未満のHC、400ppm未満のCO<sub>2</sub>)を用いることができる。

2.2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版の附則B 3に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3. 一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

## 別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. (略)
2. 定義

- 2.1. ~2.11. (略)

2.12. 自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

- 2.12.1.・2.12.2. (略)

2.12.3. 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の鏡その他の装置

- 2.12.4. (略)

2.13. 寸法

- 2.13.1. (略)

2.13.2. 「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

(1) 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の鏡その他の装置

- (2)・(3) (略)

- 2.14. ~2.33. (略)

2.34. 「低速走行時側方照射灯」とは、保安基準第33条の3に規定する低速走行時側方照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方への補助的照明として使用される灯火をいう。

- 2.35. ~2.41. (略)

(新設)

(新設)

2. 42. 2. 「後退時プロジェクション」とは、車両後退表示投影装置によって地面に投影され、他の道路利用者による後退表示の認識性を高めることを目的とする光信号をいう。

3. 一般規定

3. 1. ～3. 8. (略)

3. 9. 灯火等の光度特性（光度、色、見かけの表面等のことをいう。以下同じ。）は、別に定める場合を除き、変化してはならない。

3. 9. 1. ～3. 9. 4. (略)

3. 9. 5. 後退時プロジェクションは、かじ取装置の操舵角、自動車の速度又は障害物との距離の減少に応じて変化することができる。

3. 10. ～3. 14. (略)

3. 15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。なお、灯火装置が照射する光の色度座標の測定は本規則の対象として行うものではない。

走行用前照灯 白色

すれ違い用前照灯 白色

前部霧灯 白又は淡黄色であって、その全てが同一

側方照射灯 白色

低速走行時照射灯 白色

(削る)

後退灯 白色

方向指示器 橙色

非常点滅表示灯 橙色

後面衝突警告表示灯 橙色

補助方向指示器 橙色

制動灯及び補助制動灯 赤色

緊急制動表示灯 赤色又は橙色であって、その全てが同一

番号灯 白色

車幅灯 白色。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯との集合式、結合式又は兼用式のものにあつては、橙色であつてもよい。

尾灯 赤色

後部霧灯 赤色

駐車灯 前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器との兼用式である駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

側方灯 橙色。ただし、最後部に備える側方灯であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式のもの、後部反射器との集合式のもの若しくは後部反射器と発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であつてもよい。

(新設)

3. 一般規定

3. 1. ～3. 8. (略)

3. 9. 灯火等の光度特性（光度、色、見かけの表面等のことをいう。以下同じ。）は、別に定める場合を除き、変化してはならない。

3. 9. 1. ～3. 9. 4. (略)

(新設)

3. 10. ～3. 14. (略)

3. 15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に掲げる色でなければならない。なお、灯火装置が照射する光の色度座標の測定は本規則の対象として行うものではない。

走行用前照灯 白色

すれ違い用前照灯 白色

前部霧灯 白又は淡黄色であって、その全てが同一

側方照射灯 白色

低速走行時側方照射灯 白色

低速走行時側方照射灯 白色

後退灯 白色

方向指示器 橙色

非常点滅表示灯 橙色

後面衝突警告表示灯 橙色

補助方向指示器 橙色

制動灯及び補助制動灯 赤色

緊急制動表示灯 赤色又は橙色であって、その全てが同一

番号灯 白色

車幅灯 白色。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯との集合式、結合式又は兼用式のものにあつては、橙色であつてもよい。

尾灯 赤色

後部霧灯 赤色

駐車灯 前面に備えるものにあつては白色、後面に備えるものにあつては赤色、両側面に備えるものにあつては自動車の進行方向が白色であり、かつ、自動車の後退方向が赤色。ただし、側方灯又は自動車の両側面に備える方向指示器との兼用式である駐車灯にあつては、橙色であつてもよい。

側方灯 橙色。ただし、最後部に備える側方灯であつて、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯又は制動灯との集合式、結合式又は兼用式のもの、後部反射器との集合式のもの若しくは後部反射器と発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であつてもよい。

前部上側端灯 白色  
後部上側端灯 赤色  
後部反射器 赤色

大型後部反射器 反射部による反射光の色が黄色であり、かつ、蛍光部の蛍光の色又は反射部による反射光の色が赤色

前部反射器 白色

側方反射器 橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、最後部に備える赤色の側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であってもよい。

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）） 前面に備えるものにあつては白色、側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。） 色の制限はない

配光可変型前照灯 白色

車室外乗降支援灯 白色又は車室外乗降支援灯の機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。

昼間走行灯 白色

アンサーバック機能を有する灯火 アンサーバック機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。

車両後退表示投影装置 白色

3. 16. ～3. 27. (略)

3. 28. 幾何学的視認性に関する一般規定

3. 28. 1. 無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が幾何学的視認性に係る角度の内側にあつてはならない。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に幾何学的視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第44条第6項の鏡その他の装置により灯火等の幾何学的視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の幾何学的視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあつては、この限りでない。

3. 28. 2. ～3. 28. 5. (略)

3. 29. ～3. 32. (略)

3. 33. 後退時プロジェクションに関する一般規定

3. 33. 1. 後退時プロジェクションについては取扱説明書において説明がなされるものとする。

前部上側端灯 白色  
後部上側端灯 赤色  
後部反射器 赤色

大型後部反射器 反射部による反射光の色が黄色であり、かつ、蛍光部の蛍光の色又は反射部による反射光の色が赤色

前部反射器 白色

側方反射器 橙色。ただし、最後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、最後部に備える赤色の側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であつてその形が三角形であるものを除く。）と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあつては、赤色であってもよい。

線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）） 前面に備えるものにあつては白色、側面に備えるものにあつては白色又は黄色、後面に備えるものにあつては赤色又は黄色

特徴等表示再帰反射材（自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。） 色の制限はない

配光可変型前照灯 白色

車室外乗降支援灯 白色又は車室外乗降支援灯の機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。

昼間走行灯 白色

アンサーバック機能を有する灯火 アンサーバック機能用の特定灯火に関する個別規定に従う。

(新設)

3. 16. ～3. 27. (略)

3. 28. 幾何学的視認性に関する一般規定

3. 28. 1. 無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が幾何学的視認性に係る角度の内側にあつてはならない。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に幾何学的視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により灯火等の幾何学的視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の幾何学的視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあつては、この限りでない。

3. 28. 2. ～3. 28. 5. (略)

3. 29. ～3. 32. (略)

(新設)

(新設)

3.33.2. 後退時プロジェクションは、次の要件に適合しなければならない。

3.33.2.1. 別紙15に示された基本要素のみを使用するものとする。

3.33.2.2. 1つ以上の基本要素によって一列に構成されるものとする。

3.33.2.3. 基本要素の数、サイズ、比率および基本要素間の間隔は、4.30.5.の要件を満たす場合には制限されない。

3.33.3. 灯火及び灯火信号装置から下方に放射される光は、後退時プロジェクションとはみなされない。

3.33.4. 複数のプロジェクションが同時に点灯する場合、投影された表示は互いに重ならないものとする。

3.33.5. 前面ガラスの窓ふき器が作動し、かつ、その連続作動が少なくとも2分間継続した場合、光度が $8.00 \times 10^3$  cdを超える後退時プロジェクションは、消灯させるか、光度を $8.00 \times 10^3$  cd以下に低減させるものとする。本要件への適合性は、車両後退表示投影装置の型式認可時に確認され、関連する通知書に記載されるものとする。

3.33.6. 申請者は、後退時プロジェクションが協定規則第158号に定められた後退時車両直後確認装置の性能に影響を与えないことを証明するものとする。

4. 個別規定

4.1. ~4.2. (略)

4.3. 前部霧灯

4.3.1. ~4.3.8. (略)

4.3.9. その他の要件

協定規則第19号の規則6.4.4.2.又は協定規則第149号の規則5.5.3.1.に定める基準に適合する場合に限り、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。

4.4. ~4.19. (略)

4.20. 側方反射器

4.20.1. ~4.20.3. (略)

4.20.4. 取付位置

4.20.4.1. (略)

4.20.4.2. 水平方向

4.20.4.2.1. (略)

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車(4.20.4.2.5.に規定する自動車を除く。)の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内(セミトレーラにあつては自動車の前端から4m以内、除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が1m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられなければならない。

4.20.4.2.3. ~4.20.4.2.5. (略)

4.20.5. ~4.20.7. (略)

4.21. ~4.26. (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4. 個別規定

4.1. ~4.2. (略)

4.3. 前部霧灯

4.3.1. ~4.3.8. (略)

4.3.9. その他の要件

協定規則第19号の規則6.4.4.1.又は協定規則第149号の規則5.5.3.1.に定める基準に適合する場合に限り、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。

4.4. ~4.19. (略)

4.20. 側方反射器

4.20.1. ~4.20.3. (略)

4.20.4. 取付位置

4.20.4.1. (略)

4.20.4.2. 水平方向

4.20.4.2.1. (略)

4.20.4.2.2. 長さが6mを超える自動車(4.20.4.2.5.に規定する自動車を除く。)の両側面に備える側方反射器は、最前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上3m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、かつ、最後部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の後端までの距離が1m以内(除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上1m以内となるように取り付けることができない自動車にあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられなければならない。

4.20.4.2.3. ~4.20.4.2.5. (略)

4.20.5. ~4.20.7. (略)

4.21. ~4.26. (略)

4. 27. 低速走行時照射灯

## 4. 27. 1. 備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時照射灯を備えることができる。

## 4. 27. 2. 取り付ける灯火等の性能

低速走行時照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、本則第44条の2第2項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

## 4. 27. 3. 数

低速走行時照射灯の数は、側面については下記のとおり、後面については1個と定めるものとする。

長さ6mを超えない車両では2個以下（片側1個ずつ）。

長さ6m超かつ9m以下の車両では4個以下（片側2個まで）。

長さ9mを超える車両では6個以下（片側3個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

## 4. 27. 4. 取付位置

## 4. 27. 4. 1. 垂直方向

低速走行時照射灯は、その照明部の上縁の高さが側面に取り付けられるものにあつては地上1,500mm以下に、後面に取り付けるものにあつては車両の高さを超えないように取り付けなければならない。

## 4. 27. 4. 2. 水平方向

側面に複数の低速走行時照射灯を装着する場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるとする。同じ側の隣接する2つの低速走行時照射灯間の距離は、500mmを下回らないものとする。

## 4. 27. 5. 視認性

低速走行時照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

## 4. 27. 6. 方向

低速走行時照射灯は、自動車の側面又は後面に下方に向けて取り付けなければならない。

## 4. 27. 7. 電気結線

4. 27. 7. 1. 低速走行時照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。4. 27. 7. 1. 1. 被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。4. 27. 7. 1. 2. 被牽引自動車に備える低速走行時照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。4. 27. 低速走行時側方照射灯

## 4. 27. 1. 備付け

自動車（三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

## 4. 27. 2. 取り付ける灯火等の性能

低速走行時側方照射灯は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、本則第44条の2第2項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

## 4. 27. 3. 数

低速走行時側方照射灯の数は、下記のとおり定めるものとする。

長さ6mを超えない車両では1個または2個（片側1個ずつ）。

長さ6m超かつ9m以下の車両では最大4個（片側2個まで）。

長さ9mを超える車両では最大6個（片側3個まで）。

ただし、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。

## 4. 27. 4. 取付位置

## 4. 27. 4. 1. 垂直方向

低速走行時側方照射灯は、その照明部の高さが地上1,500mm以下に取り付けなければならない。

## 4. 27. 4. 2. 水平方向

複数の低速走行時側方照射灯装着の場合には、それらのランプを車両の各側面に沿って可能な限り対称的に取り付けるとする。同じ側の隣接する2つの低速走行時側方照射灯間の距離は、500mmを下回らないものとする。

## 4. 27. 5. 視認性

低速走行時側方照射灯は、自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでである範囲内のすべての位置において、取り付けられた低速走行時側方照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。（別紙11参照）

## 4. 27. 6. 方向

低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取り付けなければならない。

## 4. 27. 7. 電気結線

4. 27. 7. 1. 低速走行時側方照射灯（被牽引自動車に備えるものを除く。）は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。4. 27. 7. 1. 1. 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、車幅灯及び尾灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。4. 27. 7. 1. 2. 被牽引自動車に備える低速走行時側方照射灯は、当該自動車の速度を計測し点灯又は消灯する構造であること。

4. 27. 7. 2. (略)	
4. 27. 7. 3. <u>低速走行時照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</u>	4. 27. 7. 3. <u>低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</u>
4. 28. (略)	4. 28. (略)
4. 29. アンサーバック機能を有する灯火	4. 29. アンサーバック機能を有する灯火
4. 29. 1. ~4. 29. 7. (略)	4. 29. 1. ~4. 29. 7. (略)
4. 29. 8. その他の要件	4. 29. 8. その他の要件
4. 29. 8. 1. ・4. 29. 8. 2. (略)	4. 29. 8. 1. ・4. 29. 8. 2. (略)
4. 29. 8. 3. <u>アンサーバック機能を有する灯火の作動時間は3秒を超えないものとする。この場合において、作動時間とは点滅、光度の変化又は見かけの表面の変化の有無にかかわらず、アンサーバック機能を作動させる信号の開始から終了までを指す。</u>	4. 29. 8. 3. <u>アンサーバック機能を有する灯火の作動時間は3秒を超えないものとする。</u>
4. 30. <u>車両後退表示投影装置</u>	(新設)
4. 30. 1. <u>備付け</u> 自動車には、車両後退表示投影装置を備えることができる。	(新設)
4. 30. 2. <u>性能</u> 車両後退表示投影装置は、協定規則第148号の規則4.及び5.に定める基準に適合するもの又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本基準の個別規定に定めるものであればよい。	(新設)
4. 30. 3. <u>数</u> 車両後退表示投影装置によって投影される後退時プロジェクションの数は、1個又は2個でなければならない。	(新設)
4. 30. 4. <u>取付位置</u> 車両後退表示投影装置は、4. 30. 5.、4. 30. 6.及び4. 30. 9.の規定に適合するよう取り付けられなければならない。	(新設)
4. 30. 5. <u>プロジェクションの位置</u>	(新設)
4. 30. 5. 1. <u>プロジェクションの最外縁と車両中心面との車両中心面に鉛直な方向の距離は1,875mmを超えないものとする。プロジェクションの最後端と車両の最後端との車両中心面と平行な方向の距離は、3,000mmを超えないものとする。</u>	(新設)
4. 30. 5. 2. <u>プロジェクションを開始したときは、車両に最も近い縁が、プロジェクションの車両中心面に対して対称であり、かつ、車両の最後端に接する、長さ1,000mm及び幅3,750mmの長方形の領域内に配置した状態であるものとする。</u>	(新設)
4. 30. 6. <u>方向</u> 車両後退表示投影装置は、後方に向けて取り付けるものとする。	(新設)
4. 30. 7. <u>電気結線</u>	(新設)
4. 30. 7. 1. <u>車両後退表示投影装置は、後退灯が点灯しているときのみ作動するものとする。</u>	(新設)
4. 30. 7. 2. <u>車両後退表示投影装置は、自動又は手動で停止及び再作動させることができる。</u>	(新設)
4. 30. 8. <u>点灯操作状態表示装置等</u> 自動車には、車両後退表示投影装置の作動状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置を備えることができる。	(新設)

4. 30. 9. その他の要件

4. 30. 9. 1. いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地表面からの高さ1mから3mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4. 30. 9. 2. 4. 30. 9. 1の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (b)が適用されるものとする。

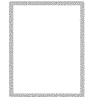
別紙1～別紙10 (略)

別紙11 低速走行時照射灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性

図 車室外乗降支援灯、車室外乗降支援灯及び車両後退表示投影装置の視認性 (略)

別紙12～別紙14 (略)

別紙15 後退時プロジェクションに係る基本要素

基本要素	備考
長方形	 <p>技術的制約や環境条件により、道路上に投影された基本要素の形状にわずかな偏差が生じた場合でも、基本要素の形状に適合しているとみなされる。</p>

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. (略)

2. 定義

2. 1. 灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2. 1. 1. ・2. 1. 2. (略)

2. 1. 3. 灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2. 1. 3. 1. ～2. 1. 3. 5. (略)

2. 1. 3. 6. 「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあつてはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、

(新設)

(新設)

(新設)

別紙1～別紙10 (略)

別紙11 低速走行時側方照射灯及び車室外乗降支援灯の視認性

図 車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性 (略)

別紙12～別紙14 (略)

(新設)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. (略)

2. 定義

2. 1. 灯火等の取付位置の取扱いは、次のとおりとする。

2. 1. 1. ・2. 1. 2. (略)

2. 1. 3. 灯火器等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2. 1. 3. 1. ～2. 1. 3. 5. (略)

2. 1. 3. 6. 「照明部及び反射部の視認性に係る角度」とは、灯火等の見かけの表面を見通すことができなければならない最小範囲を示す立体領域を決定するための角度をいう。この最小範囲を示す立体領域は、その中心が灯火等の基準中心と一致し、かつ、その均分円が地面に対して平行となる球上の弧により決定するものとする。この弧は、基準軸を基準として決定するものとし、水平角は経度に相当し、垂直角は緯度に相当するものとする。

無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が視認性に係る角度の内側にあつてはならず、灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、

保安基準第44条第6項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあつては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であつて、垂直方向下方の視認性に係る角度が5°まで狭められるものにあつては、下方5°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10. (略)

3. ～5. (略)

別添79 衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であつて取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第6項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3. (略)

別添81 直前直左確認鏡の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第6項の鏡その他の装置に適用する。

2. 用語

2. 1. ～2. 4. (略)

2. 5. 「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第6項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9. (略)

3. (略)

4. 試験方法

4. 1. 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t 以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあつては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図1－1）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第6項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により灯火等の視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面のいずれかの部分が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあつては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の性能に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない。

その照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750mm未満となるように取り付けられた灯火等であつて、垂直方向下方の視認性に係る角度が5°まで狭められるものにあつては、下方5°まで狭めてもよい。

2. 2. ～2. 10. (略)

3. ～5. (略)

別添79 衝撃緩和式後写鏡の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特種自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備える後写鏡であつて取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のもの（保安基準第44条第5項の鏡その他の装置について準用する場合を含む。）に適用する。

2. ・3. (略)

別添81 直前直左確認鏡の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、保安基準第44条第5項の鏡その他の装置に適用する。

2. 用語

2. 1. ～2. 4. (略)

2. 5. 「鏡その他の装置」とは、保安基準第44条第5項の鏡その他の装置をいい、鏡（直左確認鏡を含む。）、カメラ及び画像表示装置その他自動車の直前及び直左の周辺状況について必要な視界を運転者に与える装置をいう。

2. 6. ～2. 9. (略)

3. (略)

4. 試験方法

4. 1. 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 t 以下のもの（三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面（車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る。ただし、車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあつては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図1－1）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4. 4. に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.2. 小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図1－2）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第6項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3. キャブオーバー型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図2）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第6項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4. (略)

5. (略)

別添83 二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1. (略)

2. 定義

2.1. (略)

2.2. 「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第5項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第5項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3. (略)

別添94 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. (略)

2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. 照明部及び反射部の測定方法

第2節及び第3節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者1名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2. ・2.1.3. (略)

2.2. (略)

4.2. 小型自動車、軽自動車及び普通自動車（4.1.の自動車、4.3.の自動車及び三輪自動車を除く。）

試験自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び試験自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物（図1－2）を基準アイポイントから直接により、若しくはアイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.3. キャブオーバー型大型貨物自動車等

試験自動車の前端から2mの距離にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては「右最外側面」）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある障害物（図2）を基準アイポイントから直接により、若しくは基準アイポイントの中心から後写鏡、後方等確認装置又は保安基準第44条第5項の鏡その他の装置により確認する。この場合において、4.4.に基づき、基準アイポイント及び基準アイポイントの中心の位置を補正することができる。

4.4. (略)

5. (略)

別添83 二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準

1. (略)

2. 定義

2.1. (略)

2.2. 「後写鏡及び後写鏡取付装置」とは、道路運送車両の保安基準第44条第4項の自動車に取り付けられた後写鏡をいい、同条第4項及び本技術基準に定める後写鏡の自動車への取付けに係る基準に係る自動車の部分を含む。

3. (略)

別添94 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. (略)

2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. 照明部及び反射部の測定方法

第2節及び第3節に定める灯火等の照明部又は反射部（以下「照明部等」という。）の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準について、実測することにより判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等を次のとおり取り扱うものとする。この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車に運転者1名（55kg）のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。

2.1.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、低速走行時側方照射灯、後退灯及び側方照射灯の照明部

2.1.2. ・2.1.3. (略)

2.2. (略)

2.3. 灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.3.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第42条第1項及び第2項、すれ違い用前照灯にあっては本則第42条第6項、前部霧灯にあっては本則第43条第1項並びに側方照射灯にあっては本則第44条第1項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のものは、照明部の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは1個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を2以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75mmを超えて取り付けられていない、同一の機能を有する2個又は3個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

2.3.2. ~2.3.5. (略)

別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1. (略)
2. 試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1. ~2.11. (略)

2.12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO<sub>2</sub>排出量の基準値M<sub>CO<sub>2</sub>,ref</sub>については、協定規則第168号の附則8の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

- 2.13. (略)
3. (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

- 1.・2. (略)
3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. (略)

2.3. 灯火等の個数の測定方法

灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。

2.3.1. 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯については、照明部の数とする。ただし、一つの灯火器内に複数の照明部を有するものであって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯にあっては本則第42条第1項及び第2項、すれ違い用前照灯にあっては本則第42条第6項、前部霧灯にあっては本則第43条第1項並びに側方照射灯にあっては本則第44条第1項の基準とする。）を満たすものであり、かつ、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、又は、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のものは、照明部の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、昼間走行灯、側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯及び最高速度表示灯については、灯室（反射板等により区切られた光源を納めた部分）の数とする。また、照明部が不透明なモールなどにより仕切られた灯火器は、これに関係なく灯室が一体であるものは1個とみなす。ただし、一つの灯火器内に灯室を2以上有するものであって、車両中心面に直角又は平行な鉛直面への照明部の投影面積が当該照明部の投影に外接する最小四辺形の面積の60%以上のもの、基準軸に直角の方向に測定した2つの隣接する投影間の最短距離が75mm以下のもの、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75mmを超えて取り付けられていない、同一の機能を有する2個又は3個の相互依存型灯火等は、灯室の数に関係なく、これを1個とみなすことができる。この場合、制動灯及び方向指示器が基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と3ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

2.3.2. ~2.3.5. (略)

別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1. (略)
2. 試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1. ~2.11. (略)

2.12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO<sub>2</sub>排出量の基準値M<sub>CO<sub>2</sub>,ref</sub>については、協定規則第168号の附則8の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Bに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

- 2.13. (略)
3. (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

- 1.・2. (略)
3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. (略)

3. 2. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5 付録1の6. 5. 3. 1. 及び6. 5. 3. 2. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5の3. 5. 及び3. 7. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. (作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則C 5の基準が適用されるものにあつては、同附則の3. 3. 3. に規定する装置（レベル1 Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつては、IV. 2. 6. 1. 5. 2. に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1. ～4. (略)

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5. 1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5. 1. 1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5 付録1の6. 5. 3. 1. (a)及び6. 5. 3. 2. (a), (c), (e)又は(f)の規定を満たすものであること。なお、3. 3. 及び3. 4. に掲げる自動車においては、SAE J 1979-3の規定を使用してよいものとする。

5. 1. 2. ・5. 1. 3. (略)

3. 2. 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5 付録1の6. 5. 3. 1. 及び6. 5. 3. 2. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（協定規則第154号第2改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5の3. 5. 及び3. 7. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. (作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 協定規則第154号第2改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則C 5の基準が適用されるものにあつては、同附則の3. 3. 3. に規定する装置（レベル1 Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつては、IV. 2. 6. 1. 5. 2. に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1. ～4. (略)

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5. 1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5. 1. 1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車協定規則第154号第2改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5 付録1の6. 5. 3. 1. (a)及び6. 5. 3. 2. (a), (c), (e)又は(f)の規定を満たすものであること。なお、3. 3. 及び3. 4. に掲げる自動車においては、SAE J 1979-3の規定を使用してよいものとする。

5. 1. 2. ・5. 1. 3. (略)

<p>5. 2. 5. 1. 1 で引用する協定期則第 154 号第 2 改訂版補足第 2 改訂版又は協定期則第 154 号の附則 C 5 付録 1 の 6. 5. 3. 2. (a), (e) 又は (f) に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。</p> <p>5. 3 及び 5. 4 の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。</p> <p>5. 3. ～ 5. 5. (略)</p> <p>別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語 この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。</p> <p>2. 1. ～ 2. 25. (略)</p> <p>2. 26. 「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、ガス容器、容器保護等装置(当該装置を有する場合に限る。)、補助の安全弁の導管(備える場合に限る。 )及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。</p> <p>3. ～ 6. (略)</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 11 (略)</p>	<p>5. 2. 5. 1. 1 で引用する協定期則第 154 号第 2 改訂版又は協定期則第 154 号の附則 C 5 付録 1 の 6. 5. 3. 2. (a), (e) 又は (f) に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。</p> <p>5. 3 及び 5. 4 の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。</p> <p>5. 3. ～ 5. 5. (略)</p> <p>別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語 この技術基準中の用語の定義は次によるものとする。</p> <p>2. 1. ～ 2. 25. (略)</p> <p>2. 26. 「圧縮水素貯蔵システム」とは、水素燃料自動車用の圧縮水素燃料を貯蔵するように設計されたシステムであり、ガス容器、容器保護等装置(当該装置を有する場合に限る。 )及び貯蔵された水素を燃料システムの残りの部分や環境から隔離するために必要なすべてのガス容器附属品で構成されるものをいう。</p> <p>3. ～ 6. (略)</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 11 (略)</p>
--	--

**第二条** 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(原動機及び動力伝達装置)</p> <p><b>第四条</b> (略)</p> <p>2 ～ 15 (略)</p> <p>16 次に掲げる自動車については、細目告示第十條第一項第三号、第八十八條第一項第二号及び第六十六條第一項第二号の規定は適用しない。</p> <p>一 令和六年九月三十日(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。))以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和八年八月三十一日)以前に製作された自動車</p> <p>二 令和六年十月一日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和八年九月一日)から令和九年八月三十一日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和十二年八月三十一日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 令和六年九月三十日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和八年八月三十一日)以前に指定を受けた型式指定自動車</p>	<p>(原動機及び動力伝達装置)</p> <p><b>第四条</b> (略)</p> <p>2 ～ 15 (略)</p> <p>16 次に掲げる自動車については、細目告示第十條第一項第三号、第八十八條第一項第二号及び第六十六條第一項第二号の規定は適用しない。</p> <p>一 令和六年九月三十日(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。))以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和八年九月三十日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和八年八月三十一日)以前に製作された自動車</p> <p>二 令和六年十月一日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和八年十月一日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和八年九月一日)から令和九年八月三十一日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和十年九月三十日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和十二年八月三十一日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 令和六年九月三十日(二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和八年九月三十日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和八年八月三十一日)以前に指定を受けた型式指定自動車</p>
--	---

改正後

改正前

□ 令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては、令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ (略)  
三・四 (略)

17 25 (略)

26 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第六十六条第五項の規定は適用しない。

一 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては、令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）を除外。）のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等」に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては、新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 令和十二年九月一日（輸入された自動車にあつては、令和十三年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。）のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等」に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に規定する対象装置の性能が令和十二年八月三十一日（輸入された自動車にあつては、令和十三年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては、新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

30 27 29 (略)

車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第二号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあつては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のVの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示別添四十一のVの規定に適合するものであればよい。

- 一 令和七年三月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和七年四月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの
- イ 令和七年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

□ 令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和八年十月一日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ (略)  
三・四 (略)

17 25 (略)

26 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第六十六条第五項の規定は適用しない。

一 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等」に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあつては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

(新設)

27 29 (略)  
(新設)

二 (略)

ロ 令和七年四月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの（施錠装置等）

**第八条 (略)**

256 (略)

7 次に掲げる二輪自動車等（細目告示第十四条第一項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項及び第十項において同じ。）については、細目告示第十四条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第十四条第一項第二号及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第二十一号）による改正前の細目告示別添八の規定に適合するものであればよい。

一5三 (略)

8・9 (略)

10 細目告示第十四条第一項の二輪自動車等（施錠装置に協定規則第六十二号の規則2・8に定めるものを用いないものに限る。）については、細目告示第十四条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第十四条第一項第二号及び別添八の規定に適合するものであればよい。

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第十三条 (略)**

2530 (略)

31 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十一「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「認定規則第134号」のあるのは、「協定規則第34号第2改正版雑記第3改正版」と読み替えることができる。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車（補助の安全弁を有しないものを除く。）であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

（施錠装置等）

**第八条 (略)**

256 (略)

7 次に掲げる二輪自動車等（細目告示第十四条第一項の二輪自動車等をいう。以下同じ。）については、細目告示別添八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第二十一号）による改正前の細目告示別添八の規定に適合するものであればよい。

一5三 (略)

8・9 (略)

（新設）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第十三条 (略)**

2530 (略)

（新設）

三 令和十年九月一日以降に製作された自動車（補助の安全弁を有しないものに限る。）であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

四 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたいもの

（電気装置）

第十四条（略）

2～45（略）

46 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項及び第九十九条第五項中「「第156号」」とあるのは、「「第156号（新設）」」と読み替えることができる。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたいもの

（巻込防止装置）

第十六条（略）

2・3（略）

4 令和二十六年八月三十一日以前に製作された自動車（法第七十五条の三第一項の規定により、その型式について指定を受けた側面保護装置を備える自動車を除く。）については、細目告示第二十三条、第一百一条及び第七十九条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第二十三条、第一百一条及び第七十九条の規定に適合するものであればよい。

（前照灯等）

第二十九条（略）

2～22（略）

23 次に掲げる自動車については、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第二百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元

（電気装置）

第十四条（略）

2～45（略）

（新設）

23

保安基準第三十二条が適用される自動車（二輪自動車にあつては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第二百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・

（巻込防止装置）

第十六条（略）

2・3（略）

（新設）

23

保安基準第三十二条が適用される自動車（二輪自動車にあつては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第二百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二・4・1・2・及び4・2・

年国土交通省告示第七百十四号) による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第二百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二・四・一・二・三及び四・二・二・〇の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」及び「同規則改訂版補足第8改訂版」であること、「同規則第2改訂版」及び「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」であること、「協定規則第98号第2改訂版」及び「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」であること、「協定規則第112号第2改訂版」及び「同規則第2改訂版」であること、「同規則第3改訂版」及び「協定規則第113号第2改訂版」であること、「協定規則第113号第3改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」であること、「協定規則第123号第2改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。次号において同じ)及び小型特殊自動車を除く。)であつて、次に掲げるもの(二輪自動車にあっては、令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。)
- イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

24～28 (略)

(前部霧灯)

第三十条 (略)

16 次に掲げる自動車については、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二・四・三・二・四・三・七・及び四・三・九・〇の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二・四・三・二・四・三・七・及び四・三・九・〇の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第4改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車を除く。)であつて、次に掲げるもの
- イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

17～20 (略)

2・〇の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第二百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二・四・一・二・三及び四・二・二・〇の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」であること、「同規則第2改訂版」及び「同規則改訂版補足第8改訂版」であること、「同規則第2改訂版」及び「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」であること、「協定規則第98号第2改訂版」及び「同規則第2改訂版」であること、「同規則第3改訂版」及び「協定規則第113号第2改訂版」であること、「協定規則第113号第3改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」であること、「協定規則第123号第2改訂版」と読み替えることができる。

24～28 (略)

(前部霧灯)

第三十条 (略)

16 保安基準第三十三条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二・四・三・二・四・三・七・及び四・三・九・〇の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二・四・三・二・四・三・七・及び四・三・九・〇の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第4改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができる。

17～20 (略)

第三十一条 (側方照射灯)

2 (略)

11 次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条第一項及び別添五十二・四・四・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十四条第一項及び別添五十二・四・四・二・二の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回照型改訂版第6号改訂版」とあるのは、「回照型改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方照射灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)(略)

12 (低速走行時照射灯)

第三十一条の二 次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二・二の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回照型改訂版第22号改訂版」とあるのは、「回照型改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

第三十一条 (側方照射灯)

2 (略)

11 保安基準第三十三条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十四条第一項及び別添五十二・四・四・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十四条第一項及び別添五十二・四・四・二・二の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回照型改訂版第6号改訂版」とあるのは、「回照型改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)(略)

12 (低速走行時側方照射灯)

第三十一条の二 保安基準第三十三条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二・二の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回照型改訂版第22号改訂版」とあるのは、「回照型改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

3 次の掲げる自動車については、細目告示別添五十二・四・二七・三・、四・二七・四・一・及び四・二七・四・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千七百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）

二 令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であつて、次に掲げるもの。

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
 ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四 令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）に限る。）であつて次に掲げるもの。

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
 ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

五 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）

六 令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

第三十二条 (略)

第三十二条 (略)

14 次に掲げる自動車については、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・一・一・八・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・一・一・八・の規定（以下この項において「旧規定」

3 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二・四・二七・三・、四・二七・四・一・及び四・二七・四・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千七百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）

二 令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）であつて、次に掲げるもの。

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
 ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

四 令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）に限る。）であつて次に掲げるもの。

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
 ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

五 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）を除く。）

六 令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けた、貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量三・五トンを超えるもの又は専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員十一人以上の自動車に限る。）

第三十二条 (略)

第三十二条 (略)

14 保安基準第三十四条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・一・一・八・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十五条第一項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・一・一・八・の規定（以下こ

という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「旧規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「旧規則改訂版」と「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号補足第20改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車幅灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）  
15～17 (略)

第三十三条 (前部上側端灯) (略)

2～9 (略)

10 次に掲げる自動車については、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二・4・15・2・及び4・15・7の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二・4・15・2・及び4・15・7の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
  - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）  
11 (略)

第三十三条の二 (昼間走行灯) (略)

4・28・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二・4・28・2の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「旧規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「旧規則改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
  - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 2～4 (略)

の項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「旧規則補足第20改訂版」とあるのは「旧規則改訂版」と「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車幅灯の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）  
15～17 (略)

第三十三条 (前部上側端灯) (略)

2～9 (略)

10 保安基準第三十四条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二・4・15・2・及び4・15・7の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条第一項並びに別添五十二・4・15・2・及び4・15・7の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
  - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部上側端灯の型式が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）  
11 (略)

第三十三条の二 (昼間走行灯) (新設) (略)

保安基準第三十四条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二・4・28・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十六条の二第一項及び別添五十二・4・28・2の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「旧規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「旧規則改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
  - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と昼間走行灯の型式が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 2～4 (略)

第三十四条 (略)

25 (略)

6 次に掲げる自動車については、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ)及び小型特殊自動車を除く)であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部反射器の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

7 (略)

第三十五条 (略)

25 (略)

14 次に掲げる自動車については、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二4・21・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二4・21・2の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ)及び小型特殊自動車を除く)であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と側方灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

16 (略)

19 (略)

第三十四条 (略)

25 (略)

6 保安基準第三十五条の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二4・18・2の規定に適合するものであればよい。

7 (略)

第三十五条 (略)

25 (略)

7 (略)

第三十五条 (略)

25 (略)

14 保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第一項及び別添五十二4・21・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十八条第一項及び別添五十二4・21・2の規定に適合するものであればよい。

15 保安基準第三十五条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十八条第三項及び別添五十二4・20・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第四十八条第三項及び別添五十二4・20・2の規定に適合するものであればよい。

16 (略)

19 (略)

第三十六條 (略)

258 (略)

9 次に掲げる自動車については、細目告示第四十九条第一項、第二百五十七條第一項及び別添五十二4・10・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十九条第一項、第二百二十七條第一項、第二百五十五條第一項及び別添五十二4・10・2の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回規則補足第19改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第4号補足第19改訂版」とあるのは「協定規則第4号改訂版」と、「回規則補足第20改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と番号灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

10 12 (略)

(尾灯)

第三十七條 (略)

2514 (略)

15 次に掲げる自動車については、細目告示第五十條第一項並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十條第一項及び別添五十二4・12・2・並びに4・12・8の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回規則補足第20改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と尾灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

16 18 (略)

第三十六條 (略)

258 (略)

9 保安基準第三十六條が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十九条第一項、第二百五十七條第一項、第二百五十五條第一項及び別添五十二4・10・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十九条第一項、第二百二十七條第一項、第二百五十五條第一項及び別添五十二4・10・2の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回規則補足第19改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第4号補足第19改訂版」とあるのは「協定規則第4号改訂版」と、「回規則補足第20改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

10 12 (略)

(尾灯)

第三十七條 (略)

2514 (略)

15 保安基準第三十七條が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十條並びに別添五十二4・12・2・及び4・12・8の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十條第一項及び別添五十二4・12・2・並びに4・12・8の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回規則補足第20改訂版」とあるのは「回規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

16 18 (略)

第三十八條 (後部霧灯) (略)

2511 (略)

12 次に掲げる自動車については、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二4・13・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二4・13・2の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部霧灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

135 (略)

(駐車灯)

第三十九條 (略)

2511 (略)

12 次に掲げる自動車については、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二4・14・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二4・14・2の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車  
二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車  
ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と駐車灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

13 (略)

(後部上側端灯)

第四十條 (略)

258 (略)

9 次に掲げる自動車については、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二4・15・7の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二4・15・7の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

第三十八條 (後部霧灯) (略)

2511 (略)

12 保安基準第三十七条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十一条第一項及び別添五十二4・13・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十一条第一項及び別添五十二4・13・2の規定に適合するものであればよい。

135 (略)

(駐車灯)

第三十九條 (略)

2511 (略)

12 保安基準第三十七条の三が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十二条第一項及び別添五十二4・14・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十二条第一項及び別添五十二4・14・2の規定に適合するものであればよい。

13 (略)

(後部上側端灯)

第四十條 (略)

258 (略)

9 保安基準第三十七条の四が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十三条第一項及び別添五十二4・15・7の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十三条第一項及び別添五十二4・15・7の規定に適合するものであればよい。

- 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部上側端灯の型式が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
  - 三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）（略）
- （後部反射器）
- 第四十一条（略）
- 256（略）
- 7 次に掲げる自動車については、細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
    - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
      - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
      - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部反射器の型式が同一であるもの
      - ハ 国土交通大臣が定める自動車
  - 三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）（略）
- （大型後部反射器）
- 第四十一条の二（略）
- 256（略）
- 7 次に掲げる自動車については、細目告示第五十五条第一項、別添五十二4・19・2・及び別添五十三5・14・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十五条第一項、別添五十二4・19・2・及び別添五十三5・14・2の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回漕用器具」とあるのは、「回漕用器具2号版」と読み替えることができる。
- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
  - 二 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの
    - イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
  - 三 令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）（略）

- 8（略）
- 10（略）
- （後部反射器）
- 第四十一条（略）
- 256（略）
- 7 保安基準第三十八条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第五十四条第一項並びに別添五十二4・16・2・及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。
- 8510（略）
- （大型後部反射器）
- 第四十一条の二（略）
- 256（略）
- 7 保安基準第三十八条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十五条第一項、別添五十二4・19・2・及び別添五十三5・14・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第五十五条第一項、別添五十二4・19・2・及び別添五十三5・14・2の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回漕用器具」とあるのは、「回漕用器具2号版」と読み替えることができる。

第四十二条 (制動灯) (略)

17 次に掲げる自動車については、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「**回規則改訂版**」とあるのは「**回規則改訂版**」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))

次号において同じ。及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と制動灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

18 (略)

(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2 (略)

12 次に掲げる自動車については、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))

次号において同じ。及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と補助制動灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

13 (略)

第四十二条 (制動灯) (略)

17 保安基準第三十九条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十六条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「**回規則補足第20号改訂版**」とあるのは「**回規則改訂版**」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))

次号において同じ。及び小型特殊自動車を除く。であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と制動灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

18 (略)

(補助制動灯)

第四十三条 (略)

2 (略)

12 保安基準第三十九条の二が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十七条第一項並びに別添五十二・四・九・二・及び四・九・七・一・の規定に適合するものであればよい。

13 (略)

(後退灯)  
第四十四条 (略)

2~14 (略)

15 次に掲げる自動車については、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二・四・五・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二・四・五・二・の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後退灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

16 (略)

(方向指示器)  
第四十五条 (略)

2~22 (略)

23 次に掲げる自動車については、細目告示第五十九条第一項、別添五十二・三・九・三・及び四・六・八・一・並びに別添五十三・四・三・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二・三・九・三・及び四・六・八・一・並びに別添五十三・四・三・一・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」及び「協定規則第6号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第6号第2改訂版」と「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」及び「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。次号において同じ。))及び小型特殊自動車を除く。であって、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と方向指示器の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和八年九月一日以降に製作された自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。)

24~26 (略)

(後退灯)  
第四十四条 (略)

2~14 (略)

15 保安基準第四十条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十八条第一項及び別添五十二・四・五・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十八条第一項及び別添五十二・四・五・二・の規定に適合するものであればよい。

16 (略)

(方向指示器)  
第四十五条 (略)

2~22 (略)

23 保安基準第四十一条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第五十九条第一項、別添五十二・三・九・三・及び四・六・八・一・並びに別添五十三・四・三・一・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十九条第一項、別添五十二・三・九・三・及び四・六・八・一・並びに別添五十三・四・三・一・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第29改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」及び「協定規則第6号改訂版補足第29改訂版」とあるのは「協定規則第6号第2改訂版」と「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」及び「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。

24~26 (略)

(後写鏡等)  
第五十二条

平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車（平成十七年一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十四条第二項から第八項までの規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一五（略）

2512（略）

13 次に掲げる自動車については、細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定中「保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。」とあるのは、「保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。」と読み替えることができる。また、保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(前照灯)

第六十四条（略）

254（略）

5 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二・一・二・及び四・二・二・並びに別添五十三・一・四・及び五・一・五・六・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二・一・二・及び四・二・二・並びに別添五十三・一・四・及び五・一・五・六・の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの（二輪の一般原動機付自転車にあつては、令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）

イ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と前照灯の型式が同一であるもの

658（略）

(後写鏡等)  
第五十二条

平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車（平成十七年一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、保安基準第四十四条第二項から第六項までの規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一五（略）

2512（略）

(新設)

13 次に掲げる自動車については、細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定中「保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。」とあるのは、「保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。」と読み替えることができる。また、保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第五十九号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第六百七十一号）による改正前の細目告示第六十八条、第四百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものである。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(前照灯)

第六十四条（略）

254（略）

5 保安基準第六十二条が適用される一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車にあつては令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）は、当分の間、細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二・一・二・及び四・二・二・並びに別添五十三・一・四・及び五・一・五・六・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第二百四十四条第一項、別添五十二・一・二・及び四・二・二・並びに別添五十三・一・四・及び五・一・五・六・の規定に適合するものであればよい。

658（略）

(番号灯)  
第六十五条 (略)

- 3 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二・10・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二・4・10・2の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
  - ロ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と番号灯の型式が同一であるもの

4 5 6 (略)

(尾灯)

第六十六条 (略)

- 2 5 (略)
- 6 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二・4・12・2・2及び4・12・8の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二・4・12・2・2及び4・12・8の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの
  - イ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車
  - ロ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と尾灯の型式が同一であるもの

7 5 9 (略)

(制動灯)

第六十七条 (略)

- 2 5 6 (略)
- 7 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二・4・9・2・2及び4・9・7・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二・4・9・2・2及び4・9・7・1の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

(番号灯)  
第六十五条 (略)

- 3 保安基準第六十二条の二条が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二・4・10・2・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十五条第一項及び別添五十二・4・10・2の規定に適合するものであればよい。

4 5 6 (略)

(尾灯)

第六十六条 (略)

- 2 5 5 (略)
- 6 保安基準第六十二条の三が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二・4・12・2・2及び4・12・8の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十六条第一項並びに別添五十二・4・12・2・2及び4・12・8の規定に適合するものであればよい。

7 5 9 (略)

(制動灯)

第六十七条 (略)

- 2 5 6 (略)
- 7 保安基準第六十二条の四が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二・4・9・2・2及び4・9・7・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第二百四十七条第一項並びに別添五十二・4・9・2・2及び4・9・7・1の規定に適合するものであればよい。

二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの  
 イ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と制動灯の型式が同一であるもの

8～10 (略)

(後部反射器)

第六十七条の二 (略)

2 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・16・2・及び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二十一号)による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・16・2・及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車  
 ロ 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後部反射器の型式が同一であるもの

3～5 (略)

(後写鏡)

第七十一条の三 (略)

2～5 (略)

6 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第二百五十二条の三の規定中「「新設」」とあるのは、「「後写鏡」」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和九年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、同年八月三十一日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

8～10 (略)

(後部反射器)

第六十七条の二 (略)

2 保安基準第六十三条の規定が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・16・2・及び4・17・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二十一号)による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・16・2・及び4・17・2の規定に適合するものであればよい。

3～5 (略)

(後写鏡)

第七十一条の三 (略)

2～5 (略)

(新設)



















	第二十九号	第二十二号	第十四号
	第十九号	第十三号	第六号
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第七十五号）第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。第十条第六項に定める基準に係る試験</p>

	第二十九号	第二十二号	
	第十九号	第十三号	
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第七十五号）第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験</p>	

<p>第七十七号</p>	<p>第八十八号</p>	<p>第九十九号</p>	<p>第九十一号</p>	<p>第八十八号</p>	<p>(略)</p>	<p>第三十号</p>
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和三年国土交通省告示第千二百九十四号)による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号)による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第六百四十号)による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和五年国土交通省告示第五百七十二号)による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験</p>	<p>細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験</p>	<p>(略)</p>	<p>第二十号 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第三項に定める基準に係る試験</p>

<p>第七十五号</p>	<p>第八十六号</p>	<p>第九十七号</p>	<p>第八十九号</p>	<p>第八十六号</p>	<p>(略)</p>	
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和三年国土交通省告示第千二百九十四号)による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号)による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十九年国土交通省告示第六百四十号)による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和五年国土交通省告示第五百七十二号)による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験</p>	<p>細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験</p>	<p>(略)</p>	

第百二十号	第百一十六号	第百一十五号	第百一十号
第百一十一号	第九十七号	第九十六号	第九十一号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第百十八号	第百一十四号	第百一十三号	第百八号
第九十九号	第九十五号	第九十四号	第八十九号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第百六十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八條第一項に定める基準に係る試験
第百七十七号	第百五十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二條の二に定める基準に係る試験

（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）

**第三条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第五号及び第六号（これらの規定を同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号及び第五号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）

**第四条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第七号（同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第六十八條第五項及び第六項に定める基準に係る試験とする。

**第五条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第八号（同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七條第二号及び第三号に定める基準に係る試験とする。

（自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

**第五条** 自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和二年国土交通省告示第七百八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第百六十二号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八條第一項に定める基準に係る試験
第百七十四号	第百四十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二條の二に定める基準に係る試験

（審査試験項目に掲げる試験を実施するために必要な情報）

**第三条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号（これらの規定を同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第四号及び第五号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一～三（略）

（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）

**第四条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第六号（同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第六十八條第五項及び第六項に定める基準に係る試験とする。

**第五条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第七号（同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる告示で定める試験は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七條第二号及び第三号に定める基準に係る試験とする。

改正後	改正前
<p>(申請書に添付する書面)</p> <p><b>第1条</b> 自動車の特定改造等の許可に関する省令(以下「省令」という。)第3条第3項第1号の告示で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 協定規則第156号改訂版に基づき型式について認定を受けたことを証する書面の写し</p> <p>五 協定規則第156号改訂版の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し</p> <p>六 (略)</p> <p><b>第2条の2</b> 省令第4条第1項第2号の告示で定める基準は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)に定める基準とする。</p> <p>(記録及び保管する情報)</p> <p><b>第3条</b> 省令第5条第2号の告示で定める情報は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件(同規則の規則7.1.2.に限る。)に規定する情報とする。</p> <p>(特定改造等の適確な実施のために必要な事項)</p> <p><b>第5条</b> 省令第5条第4号の告示で定める事項は、協定規則第156号改訂版の技術的な要件(同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.12.、7.1.1.13.及び7.1.3.1.に限る。)に規定するプロセス並びに協定規則第156号改訂版の技術的な要件(同規則の規則7.1.5.2.に限る。)に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車について、特定改造等をしようとする場合を除く。)</p>	<p>(申請書に添付する書面)</p> <p><b>第1条</b> 自動車の特定改造等の許可に関する省令(以下「省令」という。)第3条第3項第1号の告示で定める書面は、次に掲げる書面とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 協定規則第156号に基づき型式について認定を受けたことを証する書面の写し</p> <p>五 協定規則第156号の規則6.に基づいて交付された有効なソフトウェア更新管理システム適合認定書の写し</p> <p>六 (略)</p> <p><b>第2条の2</b> 省令第4条第1項第2号の告示で定める基準は、協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)に定める基準とする。</p> <p>(記録及び保管する情報)</p> <p><b>第3条</b> 省令第5条第2号の告示で定める情報は、協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.2.に限る。)に規定する情報とする。</p> <p>(特定改造等の適確な実施のために必要な事項)</p> <p><b>第5条</b> 省令第5条第4号の告示で定める事項は、協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.11.、7.1.1.12.及び7.1.3.1.に限る。)に規定するプロセス並びに協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.4.2.に限る。)に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車について、特定改造等をしようとする場合を除く。)</p>

附 則

(施行期日)

**第一条** この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第七十二条第一項、第百五十条第一項及び第二百一十八条の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条第四十六項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対する自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の適用については、第五条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。